

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給

○水洗化支援制度について

宅内排水設備の工事にかかる費用は、個人負担となります。

そこで市は、くみ取り便所や浄化槽を下水道へ切り替える排水設備の工事に対し、必要な資金の融資をあっせんし、それにかかる利子を交付する制度を設けています。

令和4年9月12日修正

融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗トイレに改造したり、既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、及びそれに伴う排水設備工事をされる方 ※ ただし、事業を営む者、又は家屋の新築に伴う工事を除く ・市税及び下水道受益者負担金・分担金等を滞納していない方
融資の金額	1戸につき30万円以上、200万円以内（1万円を単位）
融資の利率	取扱金融機関が定める利率（毎年3月1日現在）
取扱金融機関	(株)大垣共立銀行 (株)十六銀行 (株)三十三銀行 (株)滋賀銀行 大垣西濃信用金庫 岐阜信用金庫 東海労働金庫 西美濃農業協同組合
償還期間	60か月(5年)以内
保証	取扱金融機関が提携している信用保証会社等の保証制度を利用しますので、原則保証人は不要です
利子補給額	融資利子の全額
利子補給の時期	借受人が毎年1月から12月までの間に支払った利子に対して翌年3月末までに交付
お申し込みに必要な書類	次の書類を添え、工事着工前に下水道課へ申請してください <ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所等改造資金融資あっせん申込書 ・納税証明書（市県民税、固定資産税） ・所得証明書又は源泉徴収票 ・指定店の工事見積書



《 不明な点がございましたら、お問い合わせください 》

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市役所 水道部下水道課普及グループ

☎(0584)47-8714